

(b) 出願人が、第四十条(2)の規定に基づき選  
 択官庁に明示の請求を行った場合には、国  
 際事務局は、選択官庁又は出願人の請求に  
 よつて、

(i) 国際予備審査報告が、71.1の規定に基づ  
 き既に国際事務局に送付されている場合  
 には、当該選択官庁に対し第三十六条(3)  
 (a)に規定する送達を速やかに行う。

(ii) 国際予備審査報告が、71.1の規定に基づ  
 く国際事務局への送付がされていない場  
 合には、当該選択官庁に対し71.1の規定に  
 基づき国際調査機関が作成した書面によ  
 る見解の写しの送達を速やかに行う。

(c) 出願人が国際予備審査の請求又は選択の  
 一部又は全部を取り下げた場合にもかかわ  
 らず、国際事務局が国際予備審査報告を受  
 領していた場合、(a)に規定する送達は選  
 択官庁又は取下げの影響を受ける官庁に対  
 して行われる。

76.5の表題及び本文中の「22.(g)」の次に  
 「、」を加え、「第四十九規則」の次に「第  
 四十九規則の二」を加える。

76.5(iv)の次に(v)として次のように加える。

(v) 47.1(a)中、「47.4」とあるのは、「2  
 47.1(a)中、「47.4」とあるのは、「2  
 61.(d)」とす  
 る。

76.6を削る。

78.1を次のように改める。

百六 78.1  
 期間

(a) 出願人は、希望するとき、第三十九条  
 (1)(a)の規定に基づき要件を満たした時か  
 ら一箇月以内に、当該選択官庁に対して第四  
 十一条の規定に基づき請求の範囲、明細書  
 及び図面の修正をする権利を行使する。た  
 だし、第三十六条(1)に規定する国際予備審  
 査報告の送付が第三十九条に規定する期間  
 の満了する時までには、当該期間の末日の  
 後四箇月以内に行使する。

もつとも、いずれの場合においても、締約  
 国の国内法令が認めるときは、その後に行  
 用することができる。

(b) 国内法令が特別の請求によつてのみ審査  
 が開始されることを定めている選択国にお  
 いては、その国内法令は、出願人が第四十  
 一条の規定に基づき権利を行使することが  
 できる期間又は時を特別の請求による国内  
 出願の審査の場合における補正書の提出の  
 ための国内法令に定める期間又は時と同  
 一とすることを定めることができる。ただし、  
 その期間又は時が(a)に規定する当該期間の  
 満了前に満了せず又は到来しないことを条  
 件とする。

78.2を削る。

78.5を次のように改める。

80.5 80.5  
 期間の末日が就業日でない日又は法定の休  
 日に当たるときは、  
 文書及び手数料が国内官庁又は政府間機関に  
 到達すべき期間の末日が、

(i) 国内官庁若しくは政府間機関が公の事  
 務の処理のために公衆に対して開庁して  
 いない日に当たるとき、  
 (ii) 国内官庁若しくは政府間機関の所在地  
 において通常の郵便物が配達されない日  
 に当たるとき、  
 (iii) 国内官庁若しくは政府間機関が二以上  
 の地に所在する場合、国内官庁若しくは  
 政府間機関の所在地のうち少なくとも一  
 において法定の休日になり、かつ、そ  
 の国内官庁若しくは政府間機関に適用さ  
 れる国内法令が、国内出願について、こ  
 の場合にはその期間は後続の日に満了す  
 ると定めている場合、  
 (iv) 国内官庁が特許を付与する任務を有す  
 る締約国の政府の当局である場合、その  
 締約国の一部において法定の休日にあ  
 り、かつ、その国内官庁に適用される国  
 内法令が、国内出願について、この場合  
 にはその期間は後続の日に満了すると定  
 めてある場合、  
 には、その期間は、それらの日のいずれに  
 も該当しない後続の最初の日に満了する。

百九 該当しない後続の最初の日に満了する。  
 第八十九規則の二の表題を次のように改め  
 る。

第八十九規則の二 電子形式又は電子  
 的手段による国際出  
 願及び国際出願に  
 関する書類の提出、  
 処理及び送達

89.2.3 89.2.3  
 のを次のように改める。

百十 89.2.3  
 官庁間の送達

条約、この規則又は実施細則が、国際出願  
 通知、送達、通信又はその他の書類の一の国内  
 官庁又は政府間機関によつて他の国内官庁又は  
 政府間機関に対して行う送達、通知、又は送付  
 (以下、「送達」という。)について規定する場合  
 において、そのような送達は、送達する者及び  
 受け取る者の双方が合意したときは、電子形式  
 又は電子的手段によつて行うことができる。

百十一 90.4(c)の次に(d)及び(e)として次のよう  
 に加える。

(d) (e)の規定に従つて条件として、受理  
 官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、  
 国際事務局は、(b)に定める個別の委任状を  
 提出する要件を放棄することができる。こ  
 の場合(c)は適用されない。

(e) 代理人や共通の代表者が2.1.4  
 の規定による取下げの通告をする場合、(b)に  
 定める個別の委任状についての要件を(d)に  
 基づいて放棄することはできない。

百十二 90.5(b)の次に(c)及び(d)として次のよう  
 に加える。

(c) 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査  
 機関は、(a)(ii)に定める包括委任状の写しを  
 願書、国際予備審査の請求書又は別個の通  
 知に添付する要件を放棄することができる。

(d) (c)の規定にかかわらず、代理人が2.1.4  
 の規定による取下げの通告を受理官  
 庁、国際調査機関、国際予備審査機関に  
 する場合、包括委任状の写しを当該官庁又は

機関に提出しなければならない。

百十三 90.2.5  
 (a)を次のように改める。

90.2.1 90.2.4  
 のから2.4のまでに規定する取下げの通告に  
 おいては、全ての出願人が署名する。  
 90.2 (b)の規定に従つて条件として、出  
 願人又は、二人以上の出願人がある場合に  
 おいては、全ての出願人が署名する。  
 90.2 (b)の規定に基づき共通の代表者とみなされた  
 出願人は、(b)の規定に従つて条件とし  
 て、他の出願人の代わりにそのような通告  
 に署名する権限を有しない。

百十四 90.2.5  
 (b)(iii)を次のように改める。

(iii) 90.2.4  
 (b)に規定する取下げの通告の場合に  
 は、当該発明者である出願人が国際予備  
 審査の請求書に署名をしていないが53.8  
 (b)に定める要件を満たしていること。

百十五 92.1  
 (b)を次のように改める。

(b) 国際事務局は、優先日から三十箇月の期  
 間の満了後に記録の要請を受理した場合  
 には、要請された変更を記録しない。

百十六 第九十三規則の次に第九十三規則の二と  
 して次のように加える。  
 第九十三規則の二 書類の送達方法

93.2.1 請求による送達、電子図書館を経由した送  
 達

(a) 条約、この規則又は実施細則が、国際出  
 願、通知、送達、通信又はその他の書類以  
 下「書類」という。)の国際事務局から指定  
 官庁又は選択官庁に対して行う送達、通知  
 又は送付(以下、「送達」という。)について  
 規定する場合において、その送達は、関係  
 する官庁による請求によつてのみ、かつ、  
 官庁が特定する時に行われる。この請求は、  
 個別に特定された書類又は特定された一又  
 は複数の書類の分類に関するものとして行  
 うことができる。